

「(仮称)小樽市自然環境等と再生可能エネルギー 発電等事業との調和に関する条例」の制定について



小樽市

生活環境部環境課

北海道における現状

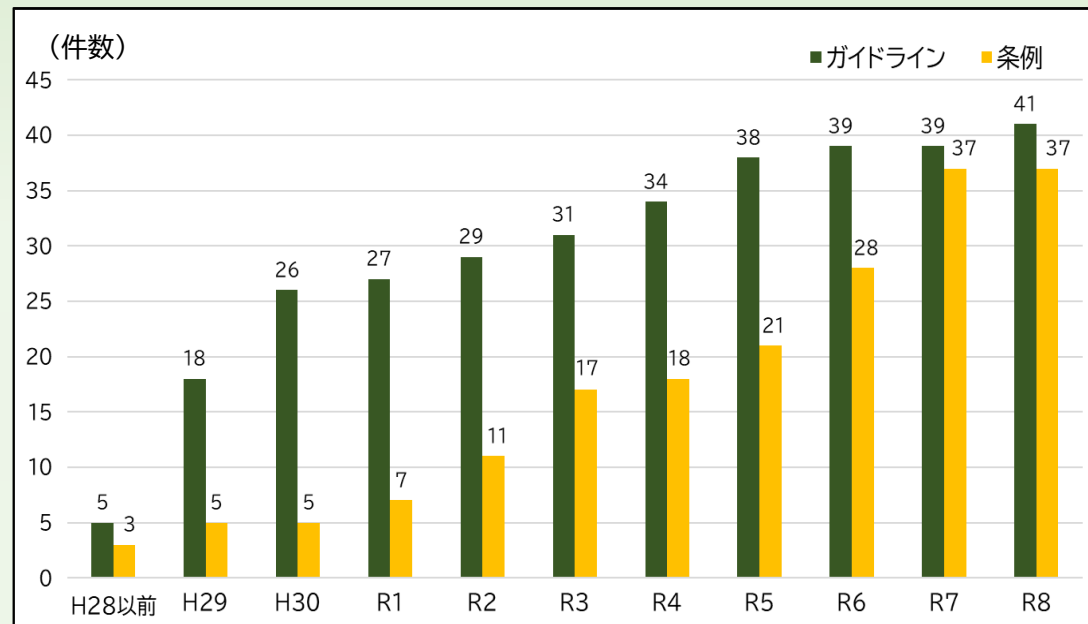
- 道内では、2012年の再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)開始を契機として、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」)の導入が加速する一方、一部地域ではトラブルに発展する事例が散見される。
- そのため、近年、道内では、トラブルの回避や住民の生活を守るために、再エネに関する条例やガイドラインを制定する自治体が増加している。

道内における再エネ設備を巡るトラブル事例

立地問題	<ul style="list-style-type: none"> ・道路にはみ出て設置 ・住宅からの距離が保たれていない ・関係法令の許可や届出がないまま設置
景観問題	<ul style="list-style-type: none"> ・山の眺望を考えて家を建てたが、向かいに太陽光パネルが設置され景観が損なわれた
住民等からの反対	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域に指定されている地区に建てられたことにより住民の反対運動が活発化
住民からの苦情	<ul style="list-style-type: none"> ・シャドーフリッカーによる住宅内への影響(風車)
管理問題	<ul style="list-style-type: none"> ・柵塀の崩壊、積雪による太陽光パネルの脱落 ・太陽光発電所の土砂流出事故
事業者からの説明不足	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の未実施や事業者の虚偽

(経済産業省北海道経済産業局「北海道における再エネ条例等の制定状況(詳細版)」から抜粋)

道内市町村における再エネに関する条例・ガイドラインの制定自治体数の推移



(経済産業省北海道経済産業局及び北海道の公表情報を元に生活環境部環境課が作成(R8.1時点))

本市における現状と課題

本市においては、令和2年3月に、市及び近隣住民に対して事業計画内容を施行前に明らかにすることや近隣住民の安全及び周辺環境等を配慮することについて定めた「小樽市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定した。

ガイドライン運用における課題

- ガイドラインを遵守しない設置者に対し、住民説明や周辺環境への配慮等を求める法令や条例等による根拠がない。
- 現行のガイドラインは太陽光発電施設のみを対象としているため、全国的にも増加が見込まれる風力発電や系統用蓄電池等の発電等施設に対して、ガイドラインの準用では対応が難しくなっている。

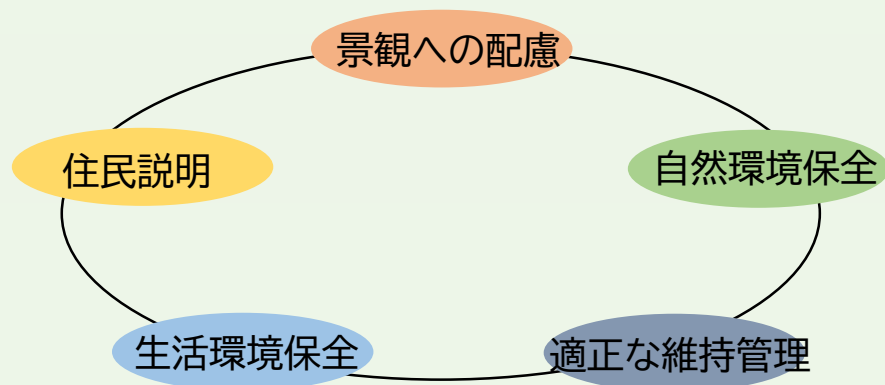
本市の課題

- 自然環境や景観は、本市の重要な財産であり、市としてそれらを守る手段が必要であるとともに、過去には太陽光発電施設の計画に対し住民から反対意見が出される事例もあることから、地域住民理解を求める根拠を明確にし、住民トラブルを未然に防ぐ必要がある。

条例の必要性

- 「ゼロカーボンシティ小樽市」を表明する本市としては、地球温暖化対策として、再エネの有効利用の取組を推進する必要がある。
- 一方で、本市の自然環境や景観等は、後世に残すべき重要な財産であることから、「再生可能エネルギーの推進」と「生活環境・自然環境及び良好な景観の保全」との両立させる必要がある。
- そのため、再エネの推進と自然環境等との調和及び地域理解を図りながら適切に運用することを目的として、新たに「(仮称)自然環境等と再生可能エネルギー発電等事業との調和に関する条例」を制定する。

《条例制定によるイメージ》



条例化


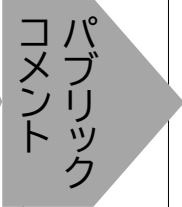


＜条例化の意義＞
・法的根拠の明確化
・市の強い意志表示

生活環境・自然環境・良好な景観の保全、地域理解等との調和を図りながら、再エネを推進する

条例の骨子<案>

主な項目	内容
目的	市内における再生可能エネルギー発電施設等の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、自然環境、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的とする。
基本理念	美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、市及び市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、その保全及び活用が図られなければならないことを基本理念として掲げる。
定義	各種用語の定義付けを示す。
責務	市、市民、事業者、土地所有者の責務を示す。
対象施設	発電出力が10kW以上の再エネ発電施設(建築物の屋根・屋上・壁面は除く)及び系統用蓄電池とする。(自家消費のための設備は除く。)
規制区域	禁止区域 災害の防止や自然環境の保全等のため、法令等により規制されている区域 保全区域 禁止区域を除く市域全域
許可	事業者は、保全区域において再生可能エネルギー発電施設等の設置に係る事業を実施しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、当該事業に係る計画について、市長の許可を受けなければならない。
審査会(仮)	再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する重要事項を調査審査するため、審査会を置く。
事前協議	許可申請の前に市と協議することを義務付ける。
近隣住民等への説明	許可申請の前に近隣住民等への説明会等の開催を義務付けるとともに、事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならないとする。
届出	工事着工、工事完了、変更、承継、廃止において届出を義務とする。
維持管理	維持管理及び定期報告を義務付ける。
遵守事項	事業者は次の事項を遵守しなければならないこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の防止に関する事項 ・良好な景観の保全に関する事項 ・生活環境の保全に関する事項 ・地域住民等への対応に関する事項 ・設置後の維持管理に関する事項
報告徴収、立入調査	市長権限で報告又は資料の提出、立入調査を求めることができることを示す。
勧告・命令・公表	禁止区域内(又はその一部)で事業を行った場合、遵守事項に反していると認める場合、各種届出がなされない場合、許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認める場合は、勧告・命令をし、命令に従わない場合、発電等事業者名を公表する。

スケジュール<予定>

R8.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
												

- 条例素案の詳細は、小樽市環境審議会において議論する。
- 小樽市環境審議会への諮問、パブリックコメントの実施を経て、令和9年3月の公布を目指す。

(参考)道内他市における制定事例

主な項目	苫小牧市	登別市	釧路市
名称	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	登別市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例	釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例
制定年月日	R7.3.28公布、R7.6.1施行	R7.3.27公布、R7.6.1施行	R7.9.26公布、R7.10.1施行 ※一部R8.1.1以後着手する事業に適用
目的	景観、豊かな自然環境及び市民の安心・安全な生活環境の保全並びに地球温暖化防止対策となる再生可能エネルギー発電事業推進の調和を図るために必要な事項を定めることにより、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、市民の安心・安全及び地域社会の発展に寄与する。	再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、もって再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図る。	この条例は、太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な手続等を定めることにより、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。
基本理念	美しい景観、豊かな自然環境及び良好な環境は、これまで先人が大切に守り育ててきた市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、その保全及び活用が図られなければならない。	登別市の良好な自然環境、景観、生活環境等は、先人から引き継がれたかけがえない市民共通の財産であり、観光都市という地域特性からも将来にわたって市民及び来訪者がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。	—
対象施設	発電出力が10kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根・屋上・壁面は除く）及び高さ15m以上の風力発電施設	発電出力が10kW以上の発電事業（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）及び系統用蓄電池を設置する発電事業（建築物に設置するものを除く）	発電出力が10kW以上の太陽光発電事業（建築物の屋根、屋上、壁面は除く）
規制区域	禁止区域（国有地又は公有地に限定）	禁止区域、抑制区域	禁止区域、特別保全区域
規制手続	届出制	届出制	許可制
事前協議	義務	義務	義務（届出制）
近隣住民等への説明	義務	義務	義務
勧告等の措置	指導、助言及び勧告	指導、助言及び勧告	指導、助言及び勧告
命令、公表	あり	あり	あり
罰則	なし	過料5万円	なし